

2021 White Paper on Small Enterprises in Japan

令和2年度において 講じた小規模企業施策



令和2年度において講じた小規模企業施策

第1章	新型コロナウイルス感染症対策	350
第1節	資金繰り支援.....	350
第2節	投資促進・販路開拓支援.....	351
第3節	経営環境の整備.....	352
第2章	需要を見据えた経営の促進	358
第1節	生産性向上・技術力の強化.....	358
第2節	IT化の促進.....	360
第3節	販路・需要開拓支援.....	360
第4節	海外展開支援.....	361
第3章	新陳代謝の促進	364
第1節	創業・第二創業支援.....	364
第2節	事業承継支援.....	365
第3節	資金繰り支援、事業再生支援.....	367
第4節	人材・雇用対策.....	369
第4章	地域経済の活性化に資する事業活動の推進	371
第1節	地域資源の活用.....	371
第2節	商店街・中心市街地の活性化.....	372
第3節	その他の地域活性化施策.....	373
第5章	地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備	374
第1節	経営支援体制の強化.....	374
第6章	災害からの復旧・復興、強靱化	375
第1節	被災地の中小企業・小規模事業者対策.....	375
第2節	防災・減災対策.....	379



第7章	その他の小規模企業振興関係施策	380
第1節	財務基盤の強化.....	380
第2節	取引価格の適正化.....	381
第3節	消費税率引上げ対応支援.....	382
第4節	経営安定対策.....	383
第5節	官公需対策.....	384
第6節	人権啓発の推進.....	384
第7節	調査・広報の推進.....	385
第8章	業種別・分野別施策	385
第1節	中小農林水産関連企業対策.....	385
第2節	中小運輸業対策.....	387
第3節	中小建設・不動産業対策.....	388
第4節	生活衛生関係営業対策.....	389
第5節	環境・エネルギー対策.....	389
第6節	知的財産活動の促進.....	391
第7節	標準化の推進.....	394



第1章 新型コロナウイルス感染症対策

第1節 資金繰り支援

1. 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【財政投融資】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本金劣後ローン」等を実施。2020年1月末に新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置して以降、2020年12月末までの新型コロナ関連の融資実績は、約76万件、約14兆6千億円となっている。また、特に業況が悪化している中小企業・小規模事業者を対象に、中小企業基盤整備機構を通じて、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付金利を当初3年間実質無利子化する措置を実施した。

2. 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)【R2年度補正予算：72,336億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、制度創設後初めて危機関連保証を発動したことに加え、感染の広がりや深刻さを踏まえ、都道府県等の制度融資を活用し民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資制度を実施。2020年1月末に新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置して以降、2020年12月末までの新型コロナ関連の保証実績は、約148万件、約27兆9千億円となっている。

3. 持続化給付金【R2年度補正予算：47,936億円／R2年度予備費：9,150億円】

新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者の事業の継続を下支えするため、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主等に対して、中小法人等は上限200万円、個人事業者等は上限100万円の使途に限定のない現金給付を行った。2021年2月末時点で、約423万件、約5.5兆円の給付を行った。

4. 家賃支援給付金【R2年度2次補正予算：11,992億円】

新型コロナウイルス感染症を契機とした2020年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、法人は最大600万円、個人事業主は最大300万円の現金を一括で給付する家賃支援給付金を創設。2021年2月末時点で、約101万件、約8,800億円の給付を行った。

5. 小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)【財政投融資】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。

6. 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上げが減少した小規模企業共済の契約者に対し、掛金の範囲内で所定の割合に応じて、運営主体である中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸し付け、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施した。

7. 新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者に共済金の償還（返済）期日の繰下げ、一時貸付金の返済猶予、掛金の納付期限の延長等の特例措置を講じた。

第2節 投資促進・販路開拓支援

1. 中小企業生産性革命推進事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援した。

具体的には、①設備導入、IT導入、販路開拓等への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、②先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行った。加えて、③制度変更にかかる相談対応や国内外の事業拡大等にかかる専門家支援等のハンズオン支援を行った。

2. 中小企業生産性革命推進事業（令和元年補正）の特例措置【R2年度1次補正予算：700億円の内数】

中小企業の実産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けた。

3. 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援【R2年度2次補正予算：1,000億円の内数】

中小企業の実産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けの「特別枠」の補助率を引き上げた。

また、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充した。

4. 中小企業デジタル化応援隊事業【R2年度1次補正予算：99.8億円】

中小企業のデジタル化・IT活用について、専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援した。

中小企業のデジタル化にかかるハンズオン支援を提供する民間のIT専門家（フリーランス、兼業・副業人材を含む）がECサイト構築やテレワーク導入相談等の支援サービスを中小企業に提供した場合に、定型業務ごとに定める単価と支援実績等に応じて定額を補助した。

クラウドソーシング、専門人材派遣業者、副業・兼業人材マッチングプラットフォーム事業者等の民間事業者と連携し、中小企業のデジタル化を応援する人材を幅広く募った。

中小企業が自ら経営課題を認識し、その解決に必要なITツールを選択するための「自己診断WEBツール」や「ツール導入ガイド」等のコンテンツを開発し、普及に取り組んだ。

民間事業者と連携し、中小企業向け「EC活用ガイド」等のコンテンツを作成する等、非対面型の販路開拓を支援した。

5. 地域企業再起支援事業【R2年度1次補正予算：200.0億円】

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業被害が多大な地方公共団体が、地域企業の再起を支援していく取組を着実に実行できるようにしていくため、地方公共団体に対して、その実行に係る経費の一部を補助する制度を創設した。

6. JAPAN ブランド育成支援等事業【R2年度当初予算：10.0億円／R2年度1次補正予算：15.0億円】

中小企業等の海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得を目的とした新商品・サービス開発や販路開拓・ブランディング等の取組を支援した。また、民間支援事業者や地域の支援機関等が複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援を行うとき、その経費の一部を補助した。特に、クラウドファンディングや電子商取引（EC）を活用した取組を重点的に支援した。

7. サプライチェーン対策のための国内投資促進事業【R2年度1次補正予算：2,200億円・R2年度予備費860億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とし、設備の導入等を支援した。

8. 海外サプライチェーン多元化等支援事業【R2年度1次補正予算：235億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材等のASEAN等における海外生産拠点の多元化や生産拠点・ネットワークの高度化等に向けた設備導入・実証試験・FS調査等の支援を実施した。

9. 非対面・遠隔の海外展開支援事業（越境EC）【R2年度1次補正予算：40.0億円の内数】

感染症流行下における中堅・中小企業の輸出促進のため、日本貿易振興機構（JETRO）による、BtoBオンライン展示会型ECへの出展支援を実施し、約1,000社が活用した。

10. 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援【R2年度1次補正予算：10.0億円】

日本貿易振興機構（JETRO）は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国内外の中堅・中小企業等を支援するために、各種相談対応・情報提供業務を強化した。これに加え、日本国内の外資系企業向けの多言語対応の相談センターの設置、海外企業・スタートアップ企業に対する風評被害払拭のための情報発信・広報を実施したほか、在留資格等の手続等に関する情報提供を実施するため「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポータルサイト内に特設サイトの設置等を行った。

第3節 経営環境の整備

1. 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業【R2年度1次補正予算：100億円（中小企業経営力強化ファンドについてはR2年度2次補正予算600億円の内数を加算）】

第三者承継の相談件数増加に対応できるよう、事業引継ぎ支援センターの体制を整備した。また、中小企業の第三者承継時の負担である、士業専門家の活用に係る費用等を補助したほか、地域の核となる中小企業の倒産・廃業を防ぎ、出資やハンズオンにより経営力強化を支援する官民ファンドを設立した。

2. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業【R2年度1次補正予算：48.2億円】

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、地域金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している事業者は上限額の範囲内で、複数回利用を可能とした。2020年4月から12月末における相談件数は2,882件、新規受付件数は843件となり、制度発足時（2013年3月）から2020年12月末までの実績は、相談件数59,055件、新規受付件数は19,372件となった。また、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善計画の策定を必要とする中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関による早期経営改善計画策定支援に係る費用の一部を負担（2/3）した。2020年4月から12月末における相談件数は1,714件、新規受付件数は1,123件となり、制度発足時（2017年5月）から2020年12月末までの実績は、相談件数16,987件、新規受付件数12,916件となった。

3. 中小企業再生支援協議会【R2年度当初予算：75.1億円の内数、R2年度1次補正予算：30.7億円】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。

また、2020年4月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、窓口相談や既往債務にかかる最長1年間の元金返済猶予要請や、新規融資を含めた関係金融機関との調整も含めた資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクスケジュール支援）を開始した。

2020年4月から12月末までの実績は、相談件数4,462件、再生計画の策定完了件数263件であり、新型コロナ特例リスクスケジュール支援開始の影響もあって相談件数は過去最大の年間件数が見込まれる。また、制度発足時から2020年12月末までの実績は、相談件数48,853件、再生計画の策定完了件数15,448件となった。

4. 中小企業再生ファンド【R2年度2次補正予算：600億円の内数】

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。事業再生に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図るため、中小企業基盤整備機構がファンド総額の2分の1以内の出資を可能としていたが、令和2年度補正予算により、出資上限割合を5分の4まで引き上げ、ファンドの組成を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の再生に万全を期した。2020年12月末までに64件のファンドが創設され、ファンドの総額は約2,158億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は2020年12月末までに597社、約1,249億円に上った。

5. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（1次補正）【R2年度1次補正予算：20.0億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等の影響を受けた中小・小規模事業者が多く発生している中で、様々な支援が実施されているところ、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談が増加している状況にある。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者からの当面の資金繰りの安定化をはじめとした経営課題に関する相談に対応していくため、よろず支援拠点の専門家の増員や、専門家派遣体制の強化を実施した。その他、中小企業診断士等の専門家による電話相談窓口（相談件数：5,332件）及びオンライン相談窓口（相談件数：2,000件見込み）を設置することで経営支援機関の体制強化を実施した。

6. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（2次補正）【R2年度2次補正予算：94.0億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等の影響を受けた中小・小規模事業者が多く発生している中で、様々な支援が実施されているところ、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談が増加している状況にある。このため、必要な支援を中小・小規模事業に届け、雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備するため、よろず支援拠点については各市町村に専門家を派遣し、都道府県商工会連合会及び商工会議所については相談員等を配置することで経営支援機関の体制強化を実施した。

7. GoTo 商店街事業【R2年度1次補正予算：51.0億円】

感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなるような取組を支援した。令和2年12月18日時点で、532件採択した。

8. 感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業【R2年度1次補正予算：5.96億円】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して、感染症を含む自然災害等に対する中小企業の事前対策に係る計画（BCP、事業継続力強化計画等）の普及啓発及び策定支援を実施した。

9. 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の設置

今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける又は、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置し、経営上の相談を受け付けた。

10. 下請けGメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取引状況の変化やその影響など、取引実態について継続的にヒアリングを行っており、収集した現場の声を踏まえて、取引適正化に向けた対策の検討に活用した。

11. 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業【R2年度当初予算：4.0億円／R2年度1次補正予算：7.7億円】

中小企業のサイバーセキュリティ対策強化のため、インシデント発生時の駆けつけ支援や簡易保険などを組み合わせたサービスを確立することを目的とした「サイバーセキュリティお助け隊」実証事業、専門家派遣によるセキュリティ基本方針等の策定支援、全国各地でのセキュリティコミュニティの形成支援を実施した。

1 2. 電力・ガス料金の支払猶予等

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払に困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払による供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払の猶予について、柔軟な対応を行うことを電気・ガス事業者に要請した。(2020年4月7日)

1 3. 貿易保険による新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染症拡大による損失は保険金支払対象となることを公表し、安心して海外ビジネスが継続できるよう情報発信を行った。また、感染症流行下におけるお客様の業務実施の制約等を踏まえ、必要に応じて保険契約に係る諸手続、保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等を行った。

1 4. 輸出入手続の緩和等

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、輸出入手続の緩和措置を以下のとおり講じた。

(1) 押印関連

2020年4月30日から、6月30日までを期限とし、外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続等の一部について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申請手続等に係る書面への押印が難しい場合には、理由書の提出により、申請手続等における押印を不要とする措置を講じた。その後、措置対象となる申請手続等を拡大するとともに、同措置を随時延長し、12月28日には、恒久的な制度的対応として、関連省令等を改正し、すべての申請手続等における押印を不要とした。

(2) 輸入関連

2020年2月17日から、3月31日までを期限とし、輸入承認証の有効期間の延長申請において「延長を必要とすることを立証する書類」の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であること」の理由を記載した理由書の提出により当該書類に替えることができる措置を講じた。その後、同措置を随時延長し、11月17日には、今後当面の間、同措置を適用することとした。

(3) 輸出関連

2020年2月17日から、中国を仕向地とする輸出許可証に付された許可条件の履行について、2020年3月31日までに履行期限が到来するものについては、一律、2020年3月31日まで履行期限を延長、同延長に係る内容変更申請は不要とする措置を講じた。その後、措置対象となる仕向地を全地域に拡大するとともに、同措置を8月31日まで随時延長した。

1 5. 雇用調整助成金の特例措置【R2年度当初予算：35億円／R2年度補正予算：30,296億円／R2年度予備費：2,454億円】

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものである。

新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響を受けて事業が縮小した事業主に対しては、雇用調整助成金の特例措置を実施し、支給要件を緩和するとともに、助成率の引上げ、提出書類の簡素化等、更なる雇用調整助成金の特例措置を実施した。

16. **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【R2年度2次補正予算：5,442億円】**
 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給した。

17. **小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（小学校休業等対応助成金・支援金）**
【R2年度1次補正予算：1,673.0億円／R2年度2次補正予算：46.1億円／R2年度予備費：140.9億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設。2020年2月27日から2021年3月31日の間に取得した休暇について支給した。

また、委託を受けて個人で仕事をする方が、小学校等の臨時休業に伴い、保護者として子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった場合、2020年2月27日から2021年3月31日の間に就業できなかった日について支給した。

18. **両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））【R2年度当初予算：118.3億円の内数】**

新型コロナウイルス感染症への対応として、法定の介護休業と別に家族の介護が必要な労働者のための有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて周知し、当該休暇を取得させた中小企業事業主に対して支給した。

19. **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援【R2年度2次補正予算：90億円】**

妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を推進するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対する助成制度を創設した。

20. **厚生年金保険料等の猶予制度**

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している等の場合に、事業主からの申請により、厚生年金保険料等の納付を、無担保かつ延滞金なしで1年間猶予する特例措置を実施した。（令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和2年1月分から令和2年12月分まで）が対象。）上記特例猶予の期限後においても厚生年金保険料等の納付が困難である場合には、従来から設けられている厚生年金保険料等の猶予の仕組みを活用し、事業所の状況に応じて対応した。

日本年金機構受付分（厚生年金保険料・健康保険料（協会けんぽ分））は、令和2年12月28日までに、約9.1万事業所、約7,600億円を猶予。健康保険組合受付分（健康保険料（組合分））は、令和2年2月から令和2年11月分保険料として、128組合、約390.0億円を猶予した。

2.1. 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、報酬が著しく低下した方などの厚生年金保険料等について、報酬低下の翌月から標準報酬月額の減額改定を行うことができる特例措置を実施した。令和2年12月28日までに、約2.5万事業所、約40万人に決定した。

2.2. 2021年度の固定資産税・都市計画税の減免措置【税制】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して、事業者の保有する2021年度の固定資産税・都市計画税を事業収入の減少幅に応じてゼロ又は1/2とする措置を講じた。

2.3. 申告・納付期限の延長【税制】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2019年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について2020年4月16日まで延長することとした。

また、感染拡大状況に鑑み、2020年4月17日以降であっても2020年分の申告期限まで柔軟に取り扱うこととした。

2.4. テレワーク等の導入支援について

(1) (再掲) 中小企業デジタル化応援隊事業【R2年度1次補正予算：99.8億円】

(2) 税制面での支援

中小企業経営強化税制において、新たな類型としてデジタル化設備を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を講じた。

(3) IT導入補助金【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援した。

(4) テレワークマネージャー派遣事業

テレワーク導入を検討する中小企業等に対して、専門家（テレワークマネージャー）による無料相談を実施した。

(5) テレワーク・サポートネットワーク事業

中小企業を支援する団体にテレワーク普及の担い手機能を付加（テレワーク・サポートネットワーク）し、中小企業向けセミナー・相談会等の実施を通じてテレワークの地域展開を推進した。

(6) テレワーク導入事例の紹介

総務省のテレワーク総合情報サイト「Telework Net」や厚生労働省「テレワーク総合ポータルサイト」により、テレワーク導入企業の事例を紹介した。

(7) 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための特例的対応として、中小企業が新たにテレワークを導入した場合に要する費用の助成を行った。

(8) テレワークについての相談窓口

テレワーク導入実施に当たっての不明点等について、テレワーク相談センターにおいて相談を受け付けているところ、2021年1月の緊急事態宣言を受け、一部機能の拡充を行った（相談受付時間の延長、オンラインコンサルティングの実施）。

第2章 需要を見据えた経営の促進

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【R2年度当初予算：131億円】

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う革新的な研究開発等に関する取組やIT利活用等による新しいサービスモデルの開発等を支援した。2020年度からは従来申請要件としていた法律による認定等を不要とし、申請負担の軽減を図った（採択件数：戦略的基盤技術高度化支援事業105件、商業・サービス競争力強化連携支援事業39件）。

2. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。

3. 生産性革命のための固定資産税の減免措置

新たに導入する設備が所在する市区町村の導入促進基本計画等に合致する先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が導入する先端設備等にかかる固定資産税を自治体の判断により最大3年間ゼロにできる措置を講じた。2020年12月31日時点で、固定資産税をゼロとする措置を実現した1,651自治体において49,826件の計画が認定され、認定を受けた計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で144,692台あり、約1兆5,222億円の設備投資が見込まれている。

4. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)【税制】

中小企業者等について、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「総額型」に、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率(12%~17%)を適用する(大企業は6%~14%)とともに、特別試験研究費(大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用)の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合の控除率の割増し措置等を引き続き講じた。

5. 中小企業技術革新制度(SBIR制度)に基づく支援

新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本政策金融公庫による低利融資

等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った（2020年度における支出目標額：463億円）。

6. 企業活力強化資金（ものづくり法関連）

日本政策金融公庫が必要な資金の貸付の制度を運用した。

7. ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【R2年度当初予算：10.1億円】

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援した（2020年度採択者数：71者）。

8. 中小企業等経営強化法

令和2年6月に成立した、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、外国法人等に対する日本政策金融公庫の直接融資制度の創設及び第三者承継を行う者が経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう信用保証制度を拡充するなどの措置を講じた。

また、中小企業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された企業に対し、税制面や日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じた。

なお、令和2年4月より、経営力向上計画の電子申請を開始した（経済産業省及び一部省庁）。

9. 賃上げの促進に係る税制【税制】

持続的な賃上げや人材投資等に取り組む中小企業等を支援するため、給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一定割合の税額控除ができる措置を講じた。

10. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を講じた。2020年4月には新型コロナウイルス感染症対策として、デジタル化設備を対象に追加した。

11. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【R2年度当初予算：産業技術総合研究所運営費交付金623.9（億円）の内数】

産総研の技術シーズと企業等のニーズを橋渡しするコーディネータを拡充し、209名配置（2020年6月末時点）。中小企業等を支援するコーディネータにより、適切な専門家を紹介し自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを実施した。

12. 医工連携イノベーション推進事業【R2年度当初予算：21.4億円】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、事業開始からの相談件数は約1,800件、このうち、専門家による助言（伴走コンサル）は約900件を実施した。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、開発・事業化事業において本年度26件の医療機器実用化を支援した。

第2節 IT化の促進

1. IT活用促進資金【財政投融資】

中小企業の生産性向上に寄与するIT活用を促進するため、日本政策金融公庫による融資を着実に実施した（2020年度の実績は13件、4.8億円（2020年12月末時点））。

2. 共創型サービスIT連携支援事業【R2年度当初予算：5.0億円】

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援した。また、その際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援した。

第3節 販路・需要開拓支援

1. 小規模事業者対策推進等事業【R2年度当初予算：59.2億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援（採択数：1,463件）した（伴走型小規模事業者支援推進事業）。また、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など地域の経済活性化に向けた取組を支援した（地域力活用新事業創出支援事業）。さらに、新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正による諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国の商工会・商工会議所等が窓口相談や専門家派遣を行った（専門家派遣等事業）。

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【財政投融資】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構を通じて、展示会や商談会等の開催を行い、販路開拓・拡大を支援した。

3. 販路開拓コーディネーター事業【財政投融資】

中小企業基盤整備機構に商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）を配置し、中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手掛かりをつかむとともに、販路開拓の力をつけることを支援した。

4. 新事業創出支援事業【財政投融資】

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。

5. J-GoodTech【財政投融資】

中小機構を通じて、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

6. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【R2年度当初予算：12.0億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援（交付決定数：33件）した。

7. 小規模事業者持続的発展支援事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

小規模事業者持続化補助金において、事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援（2021年1月時点の採択数：26,826件）した。また、共同・協業販路開拓支援補助金において、地域経済を支える小規模事業者等が互いに足りない経営資源を補いながら商品やサービスを展開していく取組を支援（2021年1月時点の採択数：137件）した。

第4節 海外展開支援

1. 海外展開・事業再編資金【財政投融资】

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開又は海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、若しくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための融資に加え、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）を新設し、必要な融資を実施した。

2. （再掲）JAPANブランド育成支援等事業【R2年度当初予算：10.0億円／R2年度1次補正予算：15.0億円】

3. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業（中小企業・小規模事業者人材対策事業）【R2年度当初予算：11.7億円】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、海外の市場情報や制度情報の集め方、海外バイヤーとのコミュニケーション方法などの学習に加え、演習・グループワークをふんだんに織り交ぜ、海外ビジネス戦略の策定方法や、効果的な商談ツールの作成方法を指導した。さらに、海外駐在員や現地専門家による情報提供やアドバイスを実施し、最新の現地市場ニーズに基づいて戦略や商談ツールをブラッシュアップする機会を提供した。また、参加者と参加者の上長による事前評価と事後評価を行い、事業成果を測定・把握するとともに、参加者がプログラムへの参加報告を発表する場を設けて、他の中小企業の参考とした。

4. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【R2年度当初予算：42.7億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施した。

①経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援。令和2年度は76名の受入研修及び5名の専門家派遣を実施した（令和2年度12月末現在）。

②日本企業が高度外国人材の活用を進めることを通じて競争力を高める機会を提供するべく、日本企業による海外学生等を対象としたインターンシッププログラムを実施。

③中堅・中小企業が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を実施。令和2年度は16案件の補助を行った。

5. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（NEXI）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じた。2008年より3件としていた無料での信用調査を2015年度から8件に拡大。

6. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。日本政策金融公庫やJETRO等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等にNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、わかりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、貿易保険の一層の理解と普及に努めた。

7. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、2011年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足した。提携機関は年々拡大し、また、2016年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国111金融機関によるネットワークを構築している（2021年2月現在）。

8. 民間損保企業との協業による海外投資保険の提供（NEXI再保険スキーム）

中堅・中小企業の海外展開を支援するため、貿易保険法の施行令を2019年7月に改正し、NEXIが、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とした。大手損保企業を中心に、同年8月以降、全国の損保代理店を通じ、海外投資保険を提供開始。

9. 安全保障貿易管理の支援【R2年度当初予算：16.0億円の内数】

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性を向上させるため、企業の大多数を占める中小企業を対象に輸出管理の知識普及・啓発及び管理体制構築を支援した。

商工会議所や業界団体等と連携し、中小企業等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会及び相談会を開催した。機微技術や貨物を保有する中小企業等を調査し輸出管理体制の構築を促すとともに、輸出管理体制構築を検討する中小企業等に対して専門家による相談対応や派遣を通じて輸出管理体制の構築を支援した。

また、日本商工会議所及び商工会議所と連携し、東京・名古屋・大阪の各商工会議所に輸出管理の専門相談窓口を配置した。

（実績）

- ・2021年1月までに、Web会議システムによる説明会を38回開催した。
- ・2021年1月までに、個別相談会を55社に対し実施した。
- ・2021年1月までに、専門家による輸出管理体制構築支援を前年度からの継続も含め66社に対し実施した。

10. 新輸出大国コンソーシアム【R2年度当初予算：253.9億円の内数】

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野における267名の専門家を確保（2021年1月25日時点）し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的な支援をきめ細かに実施した。

1.1. 越境EC等利活用促進事業【R2年度当初予算：253.9億円の内数】

海外の60以上の連携先がもつ主要ECサイトにJETROが「ジャパンモール」を設置し、海外ECサイトにおける食品や日用品等の日本商品の販売支援を実施した。

1.2. 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業【令和2年度当初予算：2.9億円】

中堅・中小企業の自律的な輸出拡大を目指し、輸出を支援する8事業者の新たなビジネスモデルの実証を支援した。

1.3. 現地進出支援強化事業【R2年度当初予算：14.2億円】

情報提供、海外展示会や商談会等のオンライン化を図り販路拡大を支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）など、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援した。また、中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーや、各国税制等や税務に係る留意事項を記載したパンフレットの配布等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る体制整備を支援した。

1.4. JICA海外協力隊（民間連携）（旧民間連携ボランティア制度）の活用及び帰国隊員とのマッチング【R2年度当初予算：1,511億円の内数】

国際協力機構（以下「JICA」という。）においては各企業のニーズに合わせ、社員をJICA海外協力隊として途上国に派遣する民間連携の制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。また、帰国したJICA海外協力隊の進路開拓支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材（協力隊員）の採用を希望する企業の情報を帰国隊員に国際キャリア総合情報サイト（Partner）を通じて提供することや、これら企業と帰国隊員とが直接対話できる交流会や帰国報告会等をオンラインで開催した。

1.5. 基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業【R2年度当初予算：1,511億円の内数】

中小企業等が有する優れた技術や製品、アイデアを用いて、途上国が抱える課題の解決と企業の海外展開、ひいては各地の地域経済活性化も兼ねて実現することを目指すもの。

様々な事業ステージに対応する支援メニューとして、「基礎調査」、「案件化調査」及び「普及・実証・ビジネス化事業」を通じ、途上国の開発ニーズと中小企業の製品・技術のマッチングを支援した。

2020年度第2回公示から、提案企業と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、途上国の課題を解決するSDGsビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的とする「地域金融機関連携案件」を募集した。

2020年度第2回公示において、感染症流行下での渡航制限を受け、海外での調査等実施を前提とする従来通りの「一般型」と、渡航を前提とせず、基本的に日本国内でのみ作業を行う「遠隔実施型」のどちらかを企業が選択できる方式を採用した。

16. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【R2年度当初予算：1,632億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業等の製品に対する認知度の向上等を図るもの。

第3章 新陳代謝の促進

第1節 創業・第二創業支援

1. 新創業融資制度【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を2期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

2. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、新規開業しようとする者又は、新規開業しておおむね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援した。

3. 再挑戦資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに開業する者又は開業後おおむね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

4. エンジェル税制【税制】

創業間もないベンチャー企業への個人による資金供給を促進するため、令和2年度税制改正により、対象となるベンチャー企業要件の緩和や、ベンチャー投資促進に寄与するクラウドファンディング業者の認定制度を創設した。

5. 地域における創業支援体制の構築【税制】

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の特例、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。

6. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行った。

7. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

8. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。起業支援ファンドについては、累積出資先ファンド数124件、出資約束総額3,714億円、累積投資先企業数3,324社に至った。また、中小企業成長支援ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを除く）については、累積出資先ファンド数123件、出資約束総額9,505億円、累積投資先企業数1,810社に至った（両ファンドともに2020年12月末時点）。

9. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度、信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。

10. グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業【R2年度当初予算：13.0億円】

グローバルで成長するスタートアップのロールモデル創出に向けて、官民で連携し、海外展開を含むスタートアップの育成・支援を行う「J-Startup」プログラムを実施。本プログラムの一環として起業家等100名を対象とした人材育成事業等を行ったほか、政府調達における優遇や、ものづくり系スタートアップの量産化・事業化支援を行った。

11. わたしの起業応援団

女性の起業を後押しするため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」において各地で蓄積された女性起業家等への支援ノウハウを引き続き全国に普及すべく、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとした「わたしの起業応援団」を設立。2020年12月には第1回関係者連絡会議を実施。また、支援者の育成のための研修等も実施した。

12. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【R2年度当初予算：9.0億円の内数】

産学金官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる初期投資費用（ハード整備）について、地方公共団体が助成する経費の一部に対し、交付金として交付した。

13. 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）【R2年度当初予算：0.2億円】

40歳以上の中高年齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、40歳以上の中高年齢者が起業を行い、事業運営のための従業員を雇い入れる際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成するとともに、起業後一定期間経過後に生産性向上が図れた場合に上乗せの助成金を別途支給する制度改正を実施した。

第2節 事業承継支援

1. 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（事業引継ぎ支援事業）【R2年度当初予算：75.1億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施した。

2. 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業（経営資源引継ぎ補助金）【R2年度1次補正予算：100億円の内数】

中小企業の第三者承継時の負担である、士業専門家の活用に係る費用、及び経営資源の一部を引き継ぐ場合における譲渡側の廃業費用を補助した。

3. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、2019年からの10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する制度を創設した。

4. 法人版事業承継税制【税制】

平成30年度税制改正において、「法人版事業承継税制」を抜本拡充し、2018年からの5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じた。

5. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置の創設【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する。令和2年度税制改正において、適用期限を2年延長することとされた。

6. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には事業承継税制以外の支援策も盛り込まれている。民法特例においては相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止した。金融支援においては事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための措置を講じた。

7. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

8. 事業承継・世代交代集中支援事業（プッシュ型事業承継支援高度化事業）【R1年度補正予算：64億円の内数】

早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促すため、各道府県の地域内の金融機関や商工団体等で構成する事業承継ネットワークにおいて、経営者に対するプッシュ型の事業承継診断による事業承継ニーズの発掘や地域の専門家派遣による支援等を実施した。また、事業承継時の経営者保証解除に向けた、専門家による「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認と目線合わせの支援等を実施した。

9. 事業承継・世代交代集中支援事業（事業承継補助金）【R1 年度補正予算：64 億円の内数】

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援した。また、新規事業への参入を行う場合などには重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業を後押しした。さらに、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助した。

10. 事業承継・世代交代集中支援事業（承継トライアル実証事業）【R1 年度補正予算：64 億円の内数】

後継者選定後に行う教育について、有効な内容や型を明らかにし、標準化を進めるため、後継者不在の中小企業が後継者の受入れを順次開始し、後継者教育を実施した。

11. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。2020 年 12 月末現在で 151.6 万人が在籍しており、2020 年 4 月から 2020 年 12 月までの新規加入者は 8.1 万人に上った。

12. 事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策【R1 年度補正予算：64.0 億円の内数】

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、「事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」の特則」の運用を開始（2020 年 4 月 1 日）。経営者保証解除に向けて、経営者保証コーディネーターによるガイドライン充足状況の確認や支援体制を構築したほか、事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による中小企業の磨き上げ支援、経営者保証解除に関する金融機関との目線合わせへの専門家の同席支援等も実施した。

13. 中小企業成長促進法

第 201 回国会で可決された中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業成長促進法）では、事業承継の障壁である経営者保証の解除を支援するための措置を盛り込んだ。あわせて、中小企業が中堅・大企業に成長した後も一定期間は中小企業者向け支援を継続するみなし中小企業者特例制度や、日本政策金融公庫による海外展開支援、計画認定制度の簡素化の措置を盛り込み、事業承継による経営資源の円滑な引継ぎの促進や、計画認定制度、海外展開支援等を通じて、中小企業が成長を実現できる環境の整備を講じた。

第3節 資金繰り支援、事業再生支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援。2020 年度の貸付実績は、約 4,700 件、約 950 億円となった（2020 年 12 月末時点）。

2. 資本金劣後ローンの推進【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るため、金融機関の資産査定上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本性資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援。2020年度の貸付実績は、約130件、約88億円となった（2020年12月末時点）。

3. 信用補完制度を通じた資金繰り支援等

信用補完制度により、①取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠を措置、②令和2年7月豪雨など自然災害等の影響により経営の安定に支障が生じた中小企業に対しセーフティネット保証4号を措置。また、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度（東日本大震災復興緊急保証）を措置、③信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて足下の返済負担の軽減を図る借換保証等を実施、④経営者保証の存在が経営の承継の支障となっているため、令和2年4月から事業承継特別保証を創設、10月には経営承継円滑化法の改正により経営承継借換関連保証を創設。これらにより我が国中小企業の課題の一つである事業承継を推進、⑤信用保証協会の利用者又は利用を予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施。

4. （再掲）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業【R2年度1次補正予算：48.2億円】

5. （再掲）中小企業再生支援協議会【R2年度当初予算：75.1億円の内数、R2年度1次補正予算：30.7億円】

6. （再掲）中小企業再生ファンド【R2年度2次補正予算：600億円の内数】

7. 「経営者保証ガイドライン」の利用促進等【R2年度当初予算：42.4億円の内数】

「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月5日公表）及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」（2019年12月24日公表）の周知・普及、利用促進を図るため、相談窓口を設置し、ガイドライン利用希望者への専門家派遣（190件）、弁護士・税理士等の支援専門家や事業者向けセミナー（55回）を開催したほか、新聞広告やインターネット広告の掲載、動画配信等の広報活動も実施した。また、経営者保証ガイドライン等の事業者への浸透度合いや経営者保証解除に関するニーズを把握するため、認知度調査も実施した。

8. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行った（2020年度の実績は、3万9,959件、2,255億円（2020年12月末時点））。

9. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融资】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、小規模事業者支援法第7条に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に

対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行った（2020年度の実績は、4件、1億円（2020年12月末時点））。

10. （再掲）中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融资】

11. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促した。

12. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融资】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施した。

第4節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保支援等事業【R2年度当初予算：11.7億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、その経営課題に応じ、地域内外の女性・若者・シニア等の多様な人材から、必要な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を実施した。また、中核人材確保のため、地域の経営支援機関等による経営課題の明確化・人材ニーズの掘り起こし等の支援ノウハウの向上や、ネットワークづくりの取組等の支援を行った。

2. 中小企業大学校における人材育成事業

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施した。また、地域中小企業等からのアクセス改善に向けた「サテライト・ゼミ」等の実施や、豊富なメニューをそろえたウェブ活用型研修「WEBee Campus」、ケースメソッド型の高度実践プログラムを行った。

3. （再掲）賃上げの促進に係る税制【税制】

4. サプライヤー応援隊事業【R2年度当初予算：11.7億円の内数】

民間団体等が、中小企業・小規模事業者の次世代自動車への対応等を支援する人材（サプライヤー応援隊）を育成し、派遣することにより、自動車産業の底上げを図る事業を支援した。事業実施に当たり、2020年度においては、計9拠点を整備した。

5. 労働者の雇用維持対策【R2年度当初予算：35億円／R2年度補正予算：30,296億円／R2年度予備費：2,454億円】

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものである。

新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響を受けて事業が縮小した事業主に対しては、雇用調整助成金の特例措置を実施し、支給要件を緩和するとともに、助成率の引上げ、提出書類の簡素化等、更なる雇用調整助成金の特例措置を実施した。

6. 魅力ある職場づくりに向けた雇用管理の改善の支援【R2年度当初予算：72.7億円】

人材確保等支援助成金においては、2019年度に実施した助成のほか、事業主が外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の離職率の改善に取り組む場合に助成を行う「外国人労働者就労環境整備助成コース」を創設した。

7. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【R2年度当初予算：24.7億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給した。

8. 中途採用等支援助成金（U I Jターンコース）【R2年度当初予算：2.3億円】

東京一極集中の是正を図るとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、地方公共団体が地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用活動に要した経費の一部を助成した。

9. 地域活性化雇用創造プロジェクト【R2年度当初予算：52.6億円】

地域における安定した良質な雇用機会の確保に向けた取組を推進するため、産業政策と一体となって実施する正社員雇用機会の確保に向けた都道府県の取組に対する支援を実施した（23道府県において実施）。

10. 成長分野等への人材移動の促進【R2年度当初予算：36.2億円】

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する再就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して、労働移動支援助成金（再就職支援コース）による助成を行った。

また、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）において、再就職援助計画対象者等を早期に雇い入れた、又は早期に雇い入れた再就職援助計画対象者等に訓練を実施した事業主に対する助成を実施した。

さらに、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）において、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大させた事業主に対する助成を行った。

11. 人材確保対策推進事業【R2年度当初予算：38.6億円／R2年度2次補正予算：3.4億円】

人材不足分野のマッチング支援のため、全国の主要なハローワークに設置する「人材確保対策コーナー」を中心に、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施した。

12. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【R2年度当初予算：5.5億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援した。

13. キャリアコンサルティングの普及促進

企業（人事管理・人材育成）、労働力需給調整機関（職業マッチング）、学校（キャリア教育）などにおいて、キャリアコンサルティングの普及を進めた。また、2016年4月に国家資格化されたキャリアコンサルタントについて、養成と周知に取り組んだ。さらに、2020年度に運営開始したキャリア形成サポートセンターにおいて、労働者等に対するキャリアコンサルティング機会の提供とともに、企業に対するセルフ・キャリアドック（※）の導入を推進した。

（※）企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組、また、そのための企業内の「仕組み」。

1.4. 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【R2年度当初予算：175.4億円／R2年度補正予算：20.6億円】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- ① 働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国（47か所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施した。
- ② 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業の労働時間短縮や賃上げに向けて生産性向上に資する取組を行った中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成した。
- ③ 全国47都道府県の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成するとともに、賃金引上げ労働者数に応じて助成上限額を上乗せして支給を行った（助成上限額450万円）。3次補正予算により既存の30円コースに加え、感染症流行下でも申請しやすい20円コースを新設。

第4章 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

第1節 地域資源の活用

1. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。2019年度（第7回）において、429計画（459単会、435市町村）の認定を行った。

2. （再掲）小規模事業者対策推進等事業【R2年度当初予算：59.2億円】

3. （再掲）JAPANブランド育成支援等事業【R2年度当初予算：10.0億円／R2年度1次補正予算：15.0億円】

4. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、以下の1品目について、伝統的工芸品の指定を行った。

- ・愛知県「名古屋節句飾」（2021年1月15日）

5. 伝統的工芸品産業支援補助金、伝統的工芸品産業振興補助金【R2年度当初予算：10.7億円】
 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行った。

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・後継者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・意匠開発事業
- ・連携活性化事業
- ・産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・人材確保及び技術技法継承事業
- ・産地指導事業
- ・普及推進事業
- ・需要開拓事業 等

6. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施。2020年度においては、京都府で全国大会を開催した。

第2節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

3. 企業活力強化資金(流通・サービス業関連)【財政投融資】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。

4. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営に当たって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。2020年度（1月末時点）は169件の相談対応を実施した。

5. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。2020年度（1月末時点）は12地域に専門家を派遣した。

6. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。2020年度（1月末時点）は6地域でセミナーを開催し、4地域へ助言等を実施した。

7. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得等に対し、その不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じた。

第3節 その他の地域活性化施策

1. 観光産業等生産性向上資金【財政投融资】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、中小企業に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。

2. インバウンド需要拡大推進事業【R1年度補正予算：5.0億円】

個々の商材・サービスをまとめて提供する事業者と外国人専門家とのマッチングの支援、商品・サービスの磨き上げ・プロモーション等の支援を行った。令和2年度において、12件採択した。

また、中小商業・サービス業のグループ等がAIカメラを用いた入店・購買率分析等により、効果的な手法を導入して行う、インバウンド客の地域での消費額増加につながる取組の支援を行った。令和2年度において、7件採択した。

3. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【R2年度当初予算：5.0億円】

社会構造の変化に伴い顕在化している様々な領域における地域の社会的課題解決のため、複数地域に共通する課題を抽出し、地域内外の中小企業等が連携しつつ、ビジネスの手法を適用して効果的にその解決を図る取組を24件支援した。また、若年層の起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図り、将来の創業者を育成するため、起業家教育プログラムを実施する高等学校等及び起業家を招いて出前授業を行う高等学校等を約90件支援した。

4. 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性をいかして地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）として、2020年12月末時点で2,596件が都道府県から承認されており、これらの事業に対して税制措置・金融措置・規制緩和・予算措置等による支援を行った。例えば、地域の成長発展の基盤強化に特に資する地域経済牽引事業に対する法人税等の税額控除・特別償却（地域未来投資促進税制）等を講じた。

また、地域経済の中心的な担い手となりうる「地域未来牽引企業」について、2020年10月に1,060者の追加選定を行い、これまでに選定された企業は全国で約4,700者となった。これらの企業に対して、予算措置等により販路開拓や設備投資等を集中的に支援した。

5. 地域企業イノベーション促進事業【R2年度当初予算：11.5億円】

地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を促すため、全国77のプロジェクトを組成し、以下の取組等を実施した。

- ・地域のイノベーションを支える支援機関（大学、公設試験研究機関、金融機関等）からなる支援ネットワークの構築

- ・支援ネットワークが新事業に取り組む地域企業群に提供する、事業の立ち上げから市場獲得までの、事業の成長段階に応じた総合的な支援（事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供など）

6. (再掲)ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【R2年度当初予算：9.0億円の内数】

7. 地方拠点強化税制【税制】

地方における雇用創出のため、企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）を東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充をする場合に、支援措置を講じた。具体的には、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却（移転型事業の場合には、取得価額の25%）若しくは取得価額の4%の税額控除（移転型事業の場合には、取得価額の7%）の選択適用又はその地方拠点における雇用者数に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置等を講じた。

第5章 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

第1節 経営支援体制の強化

1. (再掲)小規模事業対策推進等事業【R2年度当初予算：59.2億円】

2. 中小企業連携組織支援対策推進事業【R2年度当初予算：6.9億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、その実現化に向けた取組を支援した。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行った。

3. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸し付けた。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行った。

4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【R2年度当初予算：42.4億円の内数】

①中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一步踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。

②全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会」を設置した。

5. ローカルベンチマークの活用促進

中小企業におけるローカルベンチマークの活用促進のため、中小企業庁 DX と連携して、企業が自社の経営状態を把握するための体制を整備した。また、活用人材育成の観点から、士業団体でローカルベンチマークの活用事例に関するセミナーを実施したほか、企業向け・支援機関向けそれぞれにローカルベンチマークのガイドブックを作成するなど、ローカルベンチマークのさらなる普及・促進のための取組を実施した。

第6章 災害からの復旧・復興、強靱化

第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融资】

東日本大震災及び熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、「東日本大震災復興特別貸付」及び「平成28年熊本地震特別貸付」を継続的に実施している。本制度の運用開始後、2020年12月末までの貸付実績は、東日本大震災復興特別貸付が、約30万4,000件、約6兆1,000億円、平成28年熊本地震特別貸付が、約1万8,000件、約2,400億円となった。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。さらに、平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等、また令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「平成30年7月豪雨特別貸付」、「令和元年台風第19号等特別貸付」、「令和2年7月豪雨特別貸付」を実施。本制度の運用開始後2020年12月末までの貸付実績は、平成30年7月豪雨特別貸付が約1,600件、約180億円、令和元年台風第19号等特別貸付が約1,600件、約240億円、令和2年7月豪雨特別貸付が約150件、約20億円となった。

2. 信用保証協会によるセーフティネット保証4号

令和2年度は、令和2年7月豪雨等の自然災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象として、既存の一般保証とは別枠のセーフティネット保証を実施（令和2年7月豪雨に伴う災害に係る保証実績（2020年11月末まで）の保証承諾実績は、5件、約1.9億円。）。

3. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【令和2年度当初予算：7.7億円】

東日本大震災の被災各県における中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施。産業復興相談センターでは、2021年2月28日までに事業者からの相談を累計6,873件受け付けており、関係金融機関等による金融支援の合意を取り付けた案件は累計1,415件（うち産業復興機構による債権買取決定案件は累計339件）となった。

4. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援等の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業であり、2011年度に創設した。本施策については、2020年度も引き続き実施した。

5. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）に対する長期・無利子の融資を行った。

6. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【R2年度当初予算：140.4億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

① 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、

② 商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助

を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

7. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸付けを行った。

8. なりわい再建支援事業【R2年度予備費：275.7億円／R2年度3次補正予算：30.0億円】

令和2年7月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行った。

9. なりわい再建資金利子補給事業【R2年度3次補正予算：0.5億円】

令和2年7月豪雨の被災地域において、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する、なりわい再建支援事業を措置し、当該事業を活用して復旧する事業者に対して、自己負担分の借入に係る利子補給を3年間実施することで、融資の実質無利子化を行った。

10. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融资】

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度額の拡充や金利の引下げを実施した。

1 1. 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【R2 年度予備費：113.5 億円／R2 年度 3 次補正予算：11.4 億円】

令和 2 年 7 月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者が事業再建に関する新たな経営計画を早期に作成する際、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を支援した（2021 年 2 月時点の採択件数：700 件）。

1 2. 商店街災害復旧等事業【R2 年度予備費：2.9 億円の内数】

令和 2 年 7 月豪雨による被害を受けた商店街等に対し、①被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用に対する支援（施設復旧事業）、②商店街のにぎわいを取り戻すための事業に係る費用に対し支援（にぎわい創出事業）、③被災した中小企業者等の早期事業再開を支援するため、自治体が整備する仮設店舗等の費用を中小企業基盤整備機構が助成する事業（仮施設整備支援事業）を行った。令和 3 年 3 月上旬時点において、①施設復旧事業については、5 件交付決定、②にぎわい創出事業については、4 件採択、③仮施設整備支援事業については、1 県 2 市 1 村に 4 件交付決定した。

1 3. 下請取引についての親事業者への配慮要請

令和 2 年 7 月豪雨に関し、被災地域の経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者に、不当な取引条件の押し付けがないよう、親事業者の必要な配慮等について要請文書を発出した。

1 4. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

令和 2 年 7 月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、2020 年 8 月 28 日付で中小企業庁長官から各府省等あてに要請文書を発出した。また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風及び令和 2 年 7 月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知徹底を図った。

1 5. 仮施設整備事業・仮施設有効活用等助成事業【令和 2 年度当初予算：15.2 億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村あて譲渡を行い、当該市町村が被災事業者原則無償で区画を貸し出す仮施設整備事業を実施。2021 年 2 月末までに 6 県 53 市町村 648 案件の施設を設置した。また、2014 年 4 月より仮施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮施設有効活用等助成事業を実施し、2021 年 2 月末までに 174 案件の助成を行った。

1 6. 特別相談窓口等の設置

被災地域等の中小・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に設置した相談窓口において被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応した。

1 7. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

18. 放射線量測定指導・助言事業【R2年度当初予算：0.3億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力災害被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行い、工業製品等に係る風評被害払拭に取り組んだ。

19. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【R2年度当初予算：57.0億円】

ロボット技術等の福島イノベーション・コースト構想の重点分野（*）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用の補助を行った。

（*）廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野を言う。

20. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させた。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めた。

21. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【156.4億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村で被災した中小事業者の自立を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や、買物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助した。

22. 創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業【R2年度当初予算：1.2億円】

福島県の原子力被災12市町村内における創業や12市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等の費用の一部を補助した。

23. 輸送等手段の確保支援事業【R2年度当初予算：1.1億円】

福島県の原子力被災12市町村において、生活関連商品等の提供や移動サービスの提供に必要な輸送手段・移動手段、企業活動に必要となる製品等の共同輸送の支援を行った。

24. 人材マッチングによる人材確保支援事業【R2年度当初予算：6.5億円】

福島県の原子力被災12市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネーターが被災事業者の人材ニーズをきめ細かく把握し、インターネット等を通じて求人情報を発信し、人材確保支援を行った。

25. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【R2年度当初予算：4.0億円】

被災事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間のマッチングに加え、マッチング後の事業が円滑に進むように専門家による被災事業者のサポートを行った。

26. 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業【82.0億円】

官民合同チームが行う訪問・相談支援を通じて、原子力被災12市町村の被災事業者の事業・なりわいの再建、事業者の自立等を促進するため、被災事業者が直面する個々の事情に応じたきめ細かなコンサルティング支援を行った。

27. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【R2年度当初予算：1.9億円】

原子力被災12市町村の地域の魅力や伝統工芸品・特産品等の復興・振興や地域経済の活性化に資するため、原子力被災12市町村の地域の魅力や伝統工芸品・特産品等を国内外に発信するために行うイベント等の開催及び広報活動等を支援した。

28. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。平成24年3月5日の業務開始以来これまでに2,939件の相談を受け付けており、そのうち745件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした（令和3年2月末現在）。

29. 被災地の人材確保対策事業【R2年度当初予算：5.9億円】

本事業のうち、専門人材等の幅広い人材を呼び込む施策（企業間専門人材派遣支援モデル事業、2017年度～2019年度実施）については、当該施策のフォローアップ調査を実施した。

30. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施した。

31. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【R2年度当初予算：0.8億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給した。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せした。

32. 原子力災害対応雇用支援事業【R2年度当初予算：6.6億円】

民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図った。

第2節 防災・減災対策

1. 中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小・小規模事業者が策定する自然災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」を認定し、認定を受けた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じた。令和2年12月末までに約2万件の計画を認定した。

2. 中小企業強靱化対策事業【中小機構交付金の内数】

中小企業に対し、自然災害に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのシンポジウムやセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施した。

3. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板等の防災・減災設備の取得等をし、事業の用に供した場合に、特別償却（20%）の税制措置を講じた。

4. 社会環境対応施設整備基金（BCP 融資）【財政投融资】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定した BCP（事業継続計画）や、国から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付を行った。

5. 中小企業 BCP（事業継続計画）普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめることを目的に、BCP（事業継続計画）の策定を促進することを目的に「中小企業 BCP 策定運用指針」を作成し、公表。

6. 中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業【R1 年度補正予算：39.0 億円の内数】

災害・停電時においても生活必需品等を扱う中小・小規模事業者の事業所等の社会的重要インフラの機能を維持するために、中小・小規模事業者向けに自家発電設備の導入を支援した。

7. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第 5 条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。2021 年 1 月末時点で、44 都道府県においてガイドラインを策定し、各都道府県のガイドライン等に基づき 408 計画が認定された。

第 7 章 その他の小規模企業振興関係施策

第 1 節 財務基盤の強化

1. 法人税の軽減税率【税制】

中小企業の年間 800 万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から 15%に引き下げる措置を講じた。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置を講じた。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間 300 万円を限度に、全額損金算入することができる措置を講じた（連結法人及び従業員 500 人超の法人を除く）。令和 2 年度税制改正において、適用期限を 2 年延長することとされた。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10 年間）の所得金額から控除することができる措置を講じた。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金 1 年繰り戻して法人税の還付を請求することができる措置を講じた。

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置を講じた。

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800 万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の 50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を講じた。令和 2 年度税制改正において、適用期限を 2 年延長することとされた。

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。

第2節 取引価格の適正化

1. 下請等中小企業の取引条件の改善【R2 年度当初予算：9.8 億円の内数】

サプライチェーン全体の取引環境改善を目的として策定された「未来志向型の取引慣行に向けて」を踏まえて、2021 年 1 月末までに自動車や電機・情報通信機器、産業機械など 16 業種 49 団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」を策定しており、策定団体は、毎年、自らフォローアップ調査を実施して、その進捗状況を国に対して報告している。また、120 名の下請Gメンによるヒアリング調査を実施しており、2021 年 1 月末までに累計で約 20,000 社から生の声を収集した。

また、フォローアップ調査によれば、下請代金の現金払化については着実に改善傾向にあるものの、手形等のサイトは 90 日や 120 日に張り付いており、手形の割引料が下請代金に加味されていないといった課題も生じている。こうした課題を解決するため、2020 年 7 月から有識者を交えた検討会（約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会）を開催。手形払いの現金化や、手形等のサイトの短縮や割引料の負担といった約束手形に関する論点について議論を行い、手形等のサイトを 60 日以内とすることや、下請代金の支払手段に関する通達（手形通達）の見直しを行うこととした。

加えて、中小企業の知的財産取引においては、公正な条件での適正な契約が締結されていないといった課題が生じている。こうした課題を解決するため、2020 年 7 月から有識者を交えた検討会（知的財産取引検討会）を開催。知的財産取引における契約のガイドラインと契約書のひな形を策

定し、それらのひな形の周知・普及や、知財支援の体制強化、中小企業の気づきや知財経営への取組を促すことなどを盛り込んだ報告書を取りまとめ、公表した。

さらに、2020年8月及び12月に「型取引の適正化推進協議会」を開催し、2019年12月に取りまとめた「型取引の適正化推進協議会報告書」を踏まえた各産業界における型取引の適正化への取組の報告を受けるとともに、2020年10月には型取引を行う事業者3万社に書面調査を実施し、取組の進捗状況の確認を行った。このほか、型取引の成功事例を示すため、モデル事業者による実証事業を行った。

2. 下請代金法の運用【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反に関する情報提供や申告等を受け付けて精査するなど、下請代金法の厳格な運用に努めた。

3. 取引適正化に向けた取組の周知徹底【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業等の企業間取引における相談に対応した。また、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて学べるオンラインセミナー等を行った。さらに、下請法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象としたオンライン講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介して、広く下請法の遵守を呼びかけるオンラインシンポジウム等を開催した。

4. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業・小規模事業者に対して、販路開拓を支援するため、オンライン広域商談会を開催した。

5. 下請事業者への配慮要請

2020年11月、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で、関係事業者団体代表者約1,400団体に対し、下請取引の適正化等について要請した。

6. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正

下請中小企業振興法の「振興基準」に①知的財産の取扱い、②手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、③フリーランスとの取引、④親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備など、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記し、改正を行った。

7. 大企業と中小企業の共存共栄関係の構築

感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう取引適正化等を促進するために、大企業と中小企業の連携による生産性向上に取り組むことや望ましい取引慣行の遵守を経営責任者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入した。2021年3月末までに1,056社が宣言した。

第3節 消費税率引上げ対応支援

1. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【R2年度当初予算：31.2億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置した。あわせて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。

2. 商店街活性化・観光消費創出事業【R2年度当初予算：30.0億円】

地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組に対して支援を行った。令和2年度において、50件採択した。

3. キャッシュレス・消費者還元事業【R2年度当初予算：2,703億円、R2年度補正予算：755億円】

2019年10月1日の消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、2019年10月から2020年6月までの間、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援。本支援を実施することで中小・小規模事業者における需要平準化や消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進した。2019年11月に行ったアンケートでは、消費者の約半数が「ポイント還元を理由にまとめ買いしなかった」と回答した。また、本事業の参加店舗は最終的に全国で約115万店となっており、事業終了後に行ったアンケートでは、参加店舗の約半数が売上や業務効率化に効果があったと回答した。さらに、本事業の対象となる決済金額の伸び率は、事業期間を通して消費支出全体の伸び率を上回って推移する等、一定の成果を上げた。

4. マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業【R2年度当初予算：20億円】

2020年9月から2021年9月までの期間、総務省において、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。これに伴い、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の効果を中小・小規模事業者にもしっかりと行き渡らせるため、経済産業省において、中小・小規模事業者のキャッシュレス決済端末等の導入を支援。

第4節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)【中小機構交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。令和2年12月末現在で53.6万社が在籍している。

2. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置。本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施した。

3. ダumping輸入品による被害の救済【R2年度当初予算：1.1億円】

貿易救済措置のうちアンチダumping措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。

2019年9月に開始した中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートの調査は2020年9月に終了し、不当廉売関税の課税確定措置を発動した。2020年6月には大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査を開始し、2020年8月には大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を開始した。

また、アンチダumping措置の共同申請に向けた検討のモデルケース及び延長モデル申請書を策定した他、企業等への説明会や業界別輸入モニタリングシステムの導入、WTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施した。

第5節 官公需対策

1. 「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を10月2日に閣議決定し、中小企業・小規模事業者向けの契約比率を60%、契約金額を約4兆7,449億円と目標設定した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者・小規模事業者に対する配慮、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用促進、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しの徹底などの新たな措置を盛り込んだ。

また、基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施した。

(1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長（1,805団体）に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。

(2) 地方自治体に対する「基本方針」の周知徹底を図るため、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を9月から11月にかけて全国50箇所で開催した。

(3) 「基本方針」をはじめとした国の施策や調達に関する取組事例に関する情報共有を行い、国と地方自治体との連携方策を協議するための会議（都道府県中小企業者調達推進協議会）を7月に開催した。

(4) 「官公需契約の手引」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。

第6節 人権啓発の推進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【R2年度当初予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

第7節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ plus」を通じた情報発信により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。2020 年度は約 4,664 万（2020 年 12 月末現在）ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信した（配信数：約 6 万件（2020 年 12 月末現在））。

(3) ミラサポ plus（中小企業向け補助金・総合支援サイト）を活用した広報

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた（会員数：約 21,500、1,200 万ページビューのアクセスがあった。（2021 年 1 月末現在））。

2. 中小企業白書・小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等（2020 年版中小企業白書）を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等（2020 年版小規模企業白書）を作成した。

3. 中小企業実態基本調査の実施

中小企業の売上高、従業員数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。

第8章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 食料産業・6次産業化交付金【R2年度当初予算：25.3億円】

農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援した。

(2) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【638.4億円（融資枠）】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

(3) 木材加工設備導入等利子助成支援事業【R2年度当初予算：2.01億円の内数】

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等とともに、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行った。

(4) 林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策（うち木材加工流通施設等の整備）【R2年度当初予算：128.7億円の内数】

川上から川下の事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図ることにより、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備の支援を行った。

(5) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金による乳業再編整備等への支援【R2年度当初予算：強い農業・担い手づくり総合支援交付金200.2億円の内数】

中小乳業の製造コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新増設・廃棄を支援した。

(6) 海外需要創出等支援対策事業【R2年度当初予算：27.6億円】

「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、JFOOD0による戦略的マーケティングの強化や、JETROによる輸出に取り組む事業者等に対するマッチング支援や個別相談対応、分野・テーマに応じた海外市場開拓への支援等を行った。

(7) グローバル産地づくりの強化【R2年度当初予算：4.7億円】

農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、ハラール認証などの輸出先国が求める検疫等の条件への対応、ISO22000などの国際的に通用する認証の取得・更新に向けた取組等を支援した。

(8) 地理的表示保護・活用総合推進事業【R2年度当初予算：1.1億円】

地理的表示（GI）の登録申請支援窓口の設置や申請に必要な調査に対する補助、国内外へ向けたGI製品の情報発信、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を実施した。

(9) 水産加工業者向けワンストップ窓口の設置・運営

水産施策や中小企業施策等の各種支援策等が水産加工業者に適切に周知され、かつ有効に活用されるよう、関係道府県に設置したワンストップ窓口において水産加工業者の相談に適切に対応した。

(10) 水産バリューチェーン事業(補正事業名:水産物輸出拡大連携推進事業)【R2年度当初予算:7.4億円/R2年度3次補正予算:6億円】

生産・加工・流通・販売が連携してマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築支援や、加工・流通業者等が加工原料を新たな魚種に転換する取組、産地の水産加工業の中核的人材育成等の取組を支援した。

(11) 日本政策金融公庫による各種融資

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④食品の製造又は加工を営む者に対するHACCP導入等のための体制、施設、設備の整備等、⑤水産加工業の体質強化、⑥農業生産関連事業の事業再編等、⑦農林水産物及び食品の輸出促進のために、農林水産事業者及び食品産業事業者に対して融資を行った。

2. 研究開発等横断的分野等における支援

「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業【R2年度当初予算:40.9億円】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集し、スマート農業技術等の研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施した。

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化・多様化する物流ニーズやトラックドライバー不足に対応することを目的とし、物流の省力化・効率化を図るため、改正物流総合効率化法の活用により、輸送機能と保管機能が連携した倉庫の整備を促進した。また、倉庫の脱フロン及び低炭素化を促進するため、省エネ型自然冷媒機器の導入に対し支援を行った。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融资】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進した。

3. 中小造船業・舶用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組んだほか、経営技術に関する講習を実施した。【R2年度当初予算:1.5億円の内数】

(2) 船舶の建造・運航における生産性向上のための技術研究開発費に対し補助を行った。【R2年度当初予算:1.7億円の内数】

(3) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・舶用工業の生産性向上を図るため、国土交通省が定めた「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を行い、税制措置等によって設備投資等を促進した。【税制】

(4) 産学官で構成される地方協議会において、工業高校における造船教育の実施を後押しする取組とともに、造船工学教材等の既存のリソースを活用し、造船人材のキャリアアップ等を図るための取組について検討した。また、造船教育修了者の入職・定着を向上させるための方策等を検討するための調査を行った。加えて、外国人造船就労者受入事業の適正な運営を図るとともに、特定技能制度について、適切な制度運用に努めた。【R2年度当初予算：0.9億円の内数】

第3節 中小建設・不動産対策

1. 地域建設産業の生産性向上・持続性確保支援事業【R2年度当初予算：0.1億円】

建設産業の大宗を占める中小中堅企業では、経営者の高齢化に伴う持続性の確保や投資余力や人材に限られる中での生産性向上が課題である。本事業では、多能工化などの経営資源の効率的な活用、非接触化や省人化といった新技術導入による生産性向上及び企業活動の持続性確保を図るために、多能工化やICT活用、事業承継に係る現状や課題の把握、モデル支援の実施、専門家によるコンサルティングのほか、セミナーや事例集を通じたノウハウの横展開と普及啓発を実施した。

2. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を実施した。なお、本制度では、融資事業者が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する「下請債権保全支援事業」を実施した。なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行っている。

3. 建設業の海外展開支援【R2年度当初予算：1億円の内数】

独自の技術を有する我が国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、Webを活用したセミナーの開催、4か国(ベトナム、ミャンマー、カンボジア、フィリピン)を対象とした合同就職説明会の実施、外国人材の活用事例を共有するための国内企業訪問の実施、企業の持つ技術を発信するための技術集の作成・配布等による支援を行った。

4. 中小不動産事業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。

5. 地域型住宅グリーン化事業【R2年度当初予算：135億円の内数/R2年度3次補正予算：10億円の内数】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備及び省エネ改修に対して支援を行った。

6. 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業【R2年度当初予算：5億円の内数】

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅や都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者の確保・育成の取組等に対する支援を行った。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【R2年度当初予算：12.9億円の内数/R2年度1次補正予算：6.9億円の内数/R2年度2次補正予算：4.3億円の内数/R2年度3次補正予算：6.2億円の内数】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施した。また、委託事業として、生活衛生関係営業者が生産性向上に向けた取組を確実に行っていけるよう、生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を実施し、その結果を生産性向上ガイドライン・マニュアルに反映させる事業を実施した。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【R2年度当初予算：38.3億円の内数/R2年度1次補正予算：287.1億円の内数/R2年度2次補正予算：185.2億円の内数/R2年度3次補正予算：588億円の内数/R2年度予備費：1.7億円の内数】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において融資を行った。2020年度においては、生活衛生関係営業者の円滑な事業承継を支援するため、生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金を創設し、2020年度予備費及び補正予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により業況悪化を来している生活衛生関係営業者が資金繰りを円滑に行えるよう、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）が実施する融資を行うために必要な財政支援を行った。

第5節 環境・エネルギー対策

1. 国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費【R2年度当初予算：3.8億円】

J-クレジット制度は、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、当該クレジットは、大企業等の低炭素社会実行計画の目標達成や、カーボン・オフセット等に活用される。

本事業では、制度事務局を運営するとともに、J-クレジット制度を利用した温室効果ガスの排出削減活動を実施する中小企業等に対し、プロジェクト登録やクレジット認証に係る支援等を実施した。

また、本事業では、カーボン・オフセットを促すとともに、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進した。

本事業により、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで経済と環境の好循環の実現を図った。

2. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)【財政投融资】

中小企業の公害防止対策を促進するため、公害防止設備の導入等をする事業者に対して株式会社日本政策金融公庫による融資を行う制度である。2020年度においては、下記のとおり着実に実施した。

〔融資実績〕（2020年4月～2020年12月）

	件数	金額
アスベスト対策関連	1件	22百万円
水質汚濁関連	7件	495百万円
産業廃棄物・リサイクル関連	21件	2,405百万円
PCB廃棄物関連	1件	16百万円

3. 公害防止税制【税制】

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置を引き続き講じた。

4. 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金）【R2年度当初予算：459.5億円の内数】

工場・事業場等における省エネ設備への入替を促進するため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」と、対象設備を限定するが手続が簡易な「設備単位」での支援を実施した。

5. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金【R2年度当初予算：12.7億円】

新設・既設事業所における省エネ設備の導入等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行った。

6. 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金【R2年度当初予算：9.6億円】

中小企業等の省エネ取組をきめ細かに支援するため、省エネポテンシャルの無料診断を実施した。また、地域の専門家らが連携した省エネ相談拠点である「省エネ相談地域プラットフォーム」を全国に設置するとともに、「全国省エネ推進ネットワーク」にて地域における省エネ支援窓口や省エネ取組に関する情報を発信した。

7. 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）【財政投融资】

中小企業による再生可能エネルギーの利用を促進するため、株式会社日本政策金融公庫が、再エネ発電設備・熱利用設備を導入する際に必要な資金を中小企業向けに低利で貸し付けることができる制度。2020年4月から2020年12月までに449件、111億円規模の融資を実施した。

8. 地域脱炭素投資促進ファンド事業【R2年度当初予算：48億円】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の脱炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域脱炭素投資促進ファンド」からの出資を行った。

9. エコリース促進事業【R2年度当初予算：15.7億円】

多額の初期投資費用（頭金）の負担が困難な中小企業等が設備投資を行う際、頭金を必要としないリースという金融手法の活用が有効であるところ、本事業によってリース料総額の一部を補助することで脱炭素機器の導入促進を図った。

10. エコアクション21【R2年度当初予算：0.14億円】

中堅・中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」のガイドラインの普及等を通して、環境経営の普及促進を行った。

第6節 知的財産活動の促進

1. 中小企業向けの特許料等の軽減

全ての中小企業を対象に、審査請求料、特許料（第1年分～第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/2に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の1/2に相当する額を交付する措置を実施した。また、中小ベンチャー企業・小規模企業に対しては、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を実施した。

2. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施した。また、ベンチャー企業の特許について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）運用を2018年7月9日から開始した。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施した。2020年度の早期審査の申請件数は2万7,097件、早期審理の申請件数は221件に上った（2021年1月末現在）。

3. 出張面接・テレビ面接【R2年度当初予算：0.4億円】

特許・意匠について、中小・ベンチャー企業等への支援を目的として、全国各地の面接会場において審査官・審判官が出張面接を実施するとともに、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるオンライン面接を実施した。また、2017年7月に開設したINPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においても、出張面接、オンライン面接を実施した。

4. 特許情報の提供

国内外の特許情報をインターネット上で、無料で検索・照会できる下記サービスの提供を実施した。①2019年度に引き続き、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、特許・実用新案・意匠・商標の公報や審査経過情報を検索・照会できるサービスを提供した。加えて2020年度には、J-PlatPatの機能改善（中国語・韓国語文献の日本語機械翻訳の改良や特許実用新案分類照会（PMGS）における一覧しやすい簡易表示の追加等）を実施した。②2019年度に引き続き、「外国特許情報サービス（FOPISE）」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供した。

5. 特許戦略ポータルサイト【R2年度当初予算：0.1億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、申込みのあった出願人に対し、直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供した。

6. 知的財産権制度に関する普及【INPIT 交付金の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会に係る動画コンテンツのオンライン配信を行った。

7. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)【INPIT 交付金の内数】

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、各都道府県に「知財総合支援窓口」を設置している。知財総合支援窓口では、支援担当者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、弁理士や弁護士、デザイナー、中小企業診断士などの専門家と協働して、知的財産の側面から効率的・網羅的に解決を図るほか、職務発明・営業秘密などの知財管理や、地理的表示保護制度(GI)等の農業分野の知財、知財・標準化戦略等の様々な経営相談にも、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、対応している。2020年度は、「第2次地域知財活性化行動計画(2020.7.15)」で設定された目標(中央KPI及び地域KPI)を踏まえた支援を実施。10万件以上の相談等に対応するとともに、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携した支援を9,000件以上実施した。

8. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備【INPIT 交付金の内数】

2015年に工業所有権情報・研修館(INPIT)に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知財総合支援窓口とも連携し、主に中小企業を対象として、企業の持つ技術の特許として権利化するか営業秘密として秘匿するかのオープン・クローズ戦略や、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理等に関する相談に専門家が対応した。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバー攻撃については、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構(IPA)とも連携した対応を継続した。加えて、営業秘密・知財戦略セミナーの開催、eラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動も実施し、本相談窓口の周知を通じて中小企業による活用を促進した。

9. 知財金融促進事業(中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業)【R2年度当初予算：1.5億円】

中小企業の知財を活用した経営を支援するため、知財を切り口とした事業性評価を行う金融機関に対し、中小企業の知的財産を活用したビジネスについてわかりやすく説明した「知財ビジネス評価書」の提供や、経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」の作成の支援等、知財に着目した融資や経営支援につなげる取組を行った。

1 0. 中小企業知的財産支援事業【R2年度当初予算：0.8億円】

産業支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を地域に定着させることを通じて、中小企業等の知財保護・活用を促進するため、当該取組に対し、経済産業局等を通じて必要な経費の補助を行った。2020年度は、11件の取組を支援した。

1 1. 新興国等知財情報データベース【INPIT 交付金の内数】

工業所有権情報・研修館（INPIT）が運用するウェブサイト上で、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、新興国等における出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供した。2020年度は、ユーザーニーズ調査及び掲載記事の更なる拡充を行った（2021年1月末現在：掲載記事数 2,884件）。

1 2. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【INPIT 交付金の内数】

海外における事業展開を知的財産リスクマネジメント及び知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対し、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を工業所有権情報・研修館（INPIT）から派遣している。2020年度は、6人の海外知的財産プロデューサーにより、108者（2020年12月末現在）の支援を行った。

1 3. 日本発知財活用ビジネス化支援事業【R2年度当初予算：2.8億円の内数】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、JETRO を通じて以下の取組を行った。

①国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援やビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。②海外見本市への出展支援及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。③採択された企業・団体が持つ技術やブランド等を活かした商品等を海外展開するためのプロモーション活動の支援を実施。④現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

1 4. 中小企業等外国出願支援事業【R2年度当初予算：7.4億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、JETRO や都道府県中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。

1 5. 戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業費補助金【R2年度当初予算：0.7億円】

中小企業の知財を活用した海外展開を戦略的に支援するため、中小企業基盤整備機構を通じて、専門家が海外知財戦略の策定や課題解決に係るコンサルティングを行った。また、特許協力条約に基づく国際出願・国内移行等の費用について、一部を助成した。

1 6. 中小企業等海外侵害対策支援事業【R2年度当初予算：7.4億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETRO を通じて、模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助した。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても補助を行った。

17. 海外知財訴訟保険補助事業【R2年度当初予算：7.4億円の内数】

中小企業等が海外において知財訴訟に巻き込まれた際の対抗措置をとることができるようにするため、中小企業等を会員とした全国規模の団体を運営主体として、知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険を実施した。中小企業等を会員とする全国規模の団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の1/2（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は1/3）を補助し掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進した。

18. 中小企業等アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対策）【R2年度当初予算：16.0億円の内数】

中小企業の海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援（研修の実施、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ等）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を実施し、営業秘密の管理体制の構築を支援した。ハンズオン支援は中国、タイ、ベトナムにおいて実施し、実績33社。

第7節 標準化の推進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）、「知的財産推進計画2020」に基づき「新市場創造型標準化制度」を活用して、中堅・中小企業等から提案のあった案件について、2021年1月下旬時点で規格を41件制定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を2021年1月下旬時点で167機関に拡大した。また、中堅・中小企業等向けに、標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを実施した（実績は、2021年1月下旬時点で36件）。